この街と生きていく
SHINKIN 信用金庫

後見支援預金

～大切な財産を適切に管理するために～

新井信用金庫　上越信用金庫　柏崎信用金庫
長岡信用金庫　三条信用金庫　加茂信用金庫
新潟信用金庫　新発田信用金庫　村上信用金庫

新潟県信用金庫協会

○　後見支援預金とは

後見制度による支援を受ける方（ご本人）の預貯金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人がご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭は「後見支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。

○　後見支援預金を作成するメリット

日常的に使わないお金を別口座で管理し、家庭裁判所の指示書に基づいて入出金が行われるため、財産管理の安全性が高まり、使途不明金が生じるリスクを減らすことができます。

○　後見支援預金を作成できる方

法定後見制度又は未成年後見制度の被後見人の方が対象です。被保佐人の方、被補助人の方、任意後見制度のご本人は利用できません。

○　後見支援預金手続きの流れ

後見開始又は未成年後見人選任の申立て

↓

申立人又は後見人候補者による後見支援預金の利用申し出

↓

家庭裁判所による利用適否の検討

↓

後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

（注）後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

↓

後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参してお客様がご利用になる信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。

↓

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

・口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。

・専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。

「後見支援預金」Q&A

Q　「後見支援預金」の作成手順を教えてください。

A　後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金があり、「後見支援預金」を作成した方が良いと後見人が判断した場合、後見人は家庭裁判所にその旨申し出ていただき、家庭裁判所が発行した指示書をお客様がご利用になる信用金庫に持参して「後見支援預金」を作成し、その通帳の写しを裁判所に提出します。

なお、後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金がある場合、別途、家庭裁判所において専門職後見人が選任されることもあります。この場合、「後見支援預金」を作成した方が良いかどうかはその専門職後見人が判断し、一般的に手続き終了後に辞任します。

Q　後見人が自由に「後見支援預金」を出金することはできますか。

A　預け入れる場合も、出金する場合も家庭裁判所の指示書が必要となります。後見人が自分で管理している口座では資金が不足する場合、家庭裁判所に申し出ていただき、一時金交付等の指示書を発行してもらってください。

また、後見人が管理している口座の残高が増加し、「後見支援預金」に追加で預け入れる場合も、家庭裁判所に申し出て追加預入の指示書をいただいてください。

Q　誤って指示書なく後見支援預金に預け入れた場合、入金の訂正はできますか。

A　指示書なく誤って入金した場合でも、出金又は訂正をする際は家庭裁判所の指示書が必要です。

Q　本人の毎月の定期的収支は赤字なので、後見人の管理する預金はすぐに不足することが予想されるのですが。

A　そのような場合には、定期的かつ自動的に必要金額を「後見支援預金」から後見人管理の預金口座に送金することができます。

また、本人の定期的な収支が変動した場合は、家庭裁判所に変更する理由を記載した報告書（書式は裁判所にあります）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は報告書の内容に問題がないと判断すれば申出に基づいて定期金交付額変更の指示書を発行するので、送金額の変更をしてください。

Q　「後見支援預金」はいくらから預入できるのでしょうか

A　金額は自由です。例えば本人の預金残高が３百万円、かつ毎月の収支が黒字の場合で、後見人の手元には１百万円あれば十分と考えた場合には、残額の２百万円を「後見支援預金」に預入することで後見人の管理負担を軽くすることができます。

Q　同じような制度の後見制度支援信託とはどこが違うのでしょうか。

A　主な違いは次の３つです。

1. 後見制度支援信託では最初に専門職後見人の方が制度の利用可否を検討し、家庭裁判所の指示を受けて信託銀行で信託契約を結びますが、「後見支援預金」では専門職後見人が選任されるかどうかは家庭裁判所が判断します。このため、当初から親族後見人だけで手続きが進められることもあります。
2. 後見制度支援信託では最低預入単位が定められている信託銀行もありますが、後見支援預金は最低預入の制限がありません。従ってどなたでも利用し易くなっています。
3. 「後見支援預金」には特別な手数料等や後見支援信託では発生する信託報酬も必要ありません。また、専門職後見人が選任されない場合は、選任に係る費用も発生しません。

Q　「後見支援預金」の金利はどのようになりますか。

A　「後見支援預金」は普通預金ですが、金利については、県内の各信用金庫におたずねください。

Q　預金保険の対象となりますか。

A　「後見支援預金」も預金保険の対象となり、被後見人が利用している信用金庫に預入されている他の預金と合算して 1,000 万円とその利息が保護されます。

Q　「後見支援預金」を利用しても家庭裁判所の後見監督はありますか。

A　「後見支援預金」を利用している場合でも、家庭裁判所は毎年定期的に後見報告をお願いしています。従って後見等事務報告書の提出時、「後見支援預金」を含む通帳のコピーも添付してください。また、収支一覧表の作成や、領収書などを保管するとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。